

東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画の策定に当たり、東小金井駅北口まちづくり事業用地における公共施設の整備及び公共資産の活用の最適な在り方について、市民参加で検討するため、東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問を受け、東小金井駅北口まちづくり事業用地における公共施設の整備及び公共資産の最適な活用の在り方について検討し、東小金井駅北口まちづくり事業用地整備活用計画案を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 市内在住、在勤又は在学の者 3人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 関係団体の推薦する者 5人以内

2 市長は、委員に欠員が生じた場合は、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項第1号の委員は、公募によるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から答申の終了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決する

ところによる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが会議の運営に支障があると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第9条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、企画財政部企画政策課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。